

令和6年6月14日
文 部 科 学 省
高等教育局私学部私学行政課

私立学校法施行令等の改正に関する パブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「私立学校法施行令等の改正に関するパブリックコメント（意見公募手続）の実施」について、令和6年4月26日から令和6年5月26日までの期間、電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム・電子メール・郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計73件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

分 野	主な意見の概要	文部科学省の考え方
1. 大臣所轄学校法人等の基準や常勤監事をおこななければならない法人の基準について	<p>大臣所轄学校法人等や、常勤監事をおこななければならない事業の規模に関する基準について、当該法人がこれらに該当している法人であることを、国民に理解される手立てが必要であると感じる。</p> <p>また、基準の境界線近くの規模の法人において、年度により該当・非該当が繰り返されると、当該法人及びその法人の情報を閲覧する国民に混乱が生じる恐れがあるため、単年度の決算ではなく過去3か年を見て判断するなどの工夫も必要であると感じる。</p> <p>改正私立学校法第143条「この章において「大臣所轄学校法人等」とは、文部科学大臣が所轄庁である学校法人及びそれ以外の学校法人でその事業の規模又は事業を行う区域が政令で定める基準に該当するものをいう。」の「その事業の規模又は事業を行う区域」は「その事業の規模及び事業を行う区域」ではないか。</p>	<p>前半の御意見については、今後の制度運用の参考とさせていただきます。</p> <p>後半の御意見については、過去3か年を見ての判断などにした場合であっても、年度により該当・非該当が繰り返される可能性はあること、本来は速やかに大臣所轄学校法人等として扱すべき法人である場合であっても、対象となるのが数年遅れてしまう可能性があること、などから原案のままさせていただきます。</p> <p>改正後の私立学校法施行規則第53条において、「令第3条の規定の適用については、同条第1項に規定する事業の規模に関する基準及び同条第3項に規定する事業を行う区域に関する基準のいずれにも該当する場合に限り、法第143条（法第152条第6項において準用する場合を含む。）の政令で定める基準に該当するものとする」としました。</p>
2. 私立学校法施行規則で定める子法人について	<p>法律に「その子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なもの」を規定しなかったのは残念ですが、少なくとも施行規則には子会社に対する内部統制システムの構築を義務付けるべきです。それが、今回監事の子会社調査権など権限を強化した改正法との整合性を保つ上で必要と考え</p>	<p>私立学校法は、学校法人の制度について定めるものであることから、子法人が学校法人でない場合には、当該子法人に関する内部統制システムの構築まで義務付けることはできませんが、学校法人の子法人の経営等が適切な形でなされるよう、引き続き制度趣旨等の周知を図ってまいります。</p>

	<p>ます。ガバナンスコードなどソフトローに逃げることなく、学校法人を規律する実効性ある省令の改正をお願いする次第です。</p>	
	<p>子法人、なかでも出資会社が、学校法人の不祥事の温床となってきました。監事・公認会計士に子法人に対する調査権を付与し、子法人役員と監事等の兼職を禁止するなどが改正私立学校法で定められましたが、実効性を確保するには、子法人の定義は、その範囲を狭くしすぎることのないようにすべきです。</p> <p>省令案では、子法人の定義について、「一 当該学校法人又はその一若しくは二以上の子法人が意思決定機関における議決権の過半数を有する他の法人」、「二 意思決定機関の構成員の総数に対する次に掲げる者（当該学校法人の役員・評議員・職員など）の数の割合が百分の五十を超える他の法人」とされていますが、一と二の両方に該当する場合に子法人とするのか、いずれかに該当する場合に子法人とするのか明示されていません。</p> <p>子法人の範囲を狭くしないように、一又は二に該当する場合と定義すべきです。</p>	<p>子法人の定義は、一又は二に該当する場合となるように規定しております。</p>
	<p>具体的な収益を生み出さない、学校法人の運営に貢献していないような子法人に、学校法人から資金拠出がなされていることがあるので、可能ならば、設置する子法人すべてを対象となるような規程にすべきです。</p>	<p>改正後の私立学校法においては、子法人とは、「学校法人がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるもの」とされており、学校法人から資金拠出がなされているのみでは、学校法人がその経営を支配しているとは言えないため、原案のままとさせていただきます。</p>

<p>3. 評議員会の決議が必要となる寄附行為変更について</p>	<p>大臣所轄法人においては、「軽微な変更として文部科学省令で定めるものを除く」寄附行為の変更について、評議員会の決議を要すると法定されました。寄附行為は学校法人の基本規定であり、「軽微な変更」として定める範囲は、きわめて限定的にすべきです。</p> <p>すでに確定・公表されている「学校法人寄附行為作成例」（2024年3月5日 大学設置・学校法人審議会（学校法人分科会）決定）は、「軽微な変更」について、寄附行為記載事項（23条）のうち事務所の所在地の変更、公告の方法の変更のみとしています。これは、改正法の趣旨にかなう適切な定めです。</p> <p>ところが省令案は、届出による設置校の改組転換等の場合の寄附行為変更を、「軽微な変更」と位置づけており問題です。学校を設置することを目的とする学校法人において、設置校の組織改編は、届出であっても重要事項だからです。</p> <p>また、省令案は理事会の招集その他理事会に関する事項、評議員会の招集その他評議員会に関する事項、会計監査人を置く場合にはその旨及び定数その他会計監査人に関する事項、資産及び会計に関する事項についても、「軽微な変更」としていますが、これらも評議員会のすべきではない重要な事項です。</p> <p>そもそも省令案は、「軽微な変更として文部科学省令で定めるもの」を示すべきであるにもかかわらず、それを行わずに、「評議員会の決議が必要と</p>	<p>評議員会の決議を必要としない軽微な寄附行為の変更の範囲については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該範囲を広く取り過ぎると評議員会による監視・監督機能等が形骸化するおそれがあること ・当該範囲を狭く取り過ぎると機動的な学校法人運営が阻害されるおそれがあること <p>を踏まえ、双方のバランスを考慮した範囲とすることとしました。</p> <p>御指摘の「届出による設置校の改組転換等」については、寄附行為を変更する際に所轄庁の認可が不要とされていることから、評議員会の決議についても不要としました。</p> <p>また、理事会の決議及び評議員会の決議に関する事項については、ガバナンスに関する重要事項であることから、評議員会の決議を必要とし、これら以外の「理事会の招集その他理事会に関する事項」及び「評議員会の招集その他評議員会に関する事項」については、最低限のルールは法令で定められており、寄附行為に委任されている範囲では、学校法人の基礎的な変更やガバナンスに関する重要事項とまでは言えないため、評議員会の決議は不要としました。</p> <p>同様に、「会計監査人を置く場合にはその旨及び定数その他会計監査人に関する事項」及び「資産及び会計に関する事項」についても、最低限のルールは法令で定められており、寄附行為に委任されている範囲では、学校法人の基礎的な変更やガバナンスに関する重要事項とまでは言えないため、評議</p>
-----------------------------------	---	--

<p>なる寄附行為変更」を列挙しています。これでは「軽微な変更」を定める省令案の体を成しているとはいえません。</p> <p>評議員会の決議を必要としない軽微な寄附行為変更については、「学校法人寄附行為作成例」（2024年3月5日大学設置・学校法人審議会（学校法人分科会）決定）と同じく、寄附行為記載事項（23条）のうち事務所の所在地の変更、公告の方法の変更のみ、とすることを求めます。</p>	<p>員会の決議は不要としました。</p> <p>以上のことから原案のままとさせていただきます。</p> <p>なお、実際の省令では「軽微な変更として文部科学省で定めるもの」を規定することとしていますが、その結果として「評議員会の決議が必要となる寄附行為変更」が御提示した案の内容となるように定めています。</p>
<p>今般の改正私立学校法第36条において、「理事会は、学校法人の業務を決定すること」と規定されて、理事長については、第37条において「理事のうちから理事会が選定する」、「理事長は学校法人を代表し、その業務を総理する」と規定されている。</p> <p>今回の施行規則改正案によると、「理事長の選定に関する寄附行為の変更をする際には評議員会の決議が必要」となっているが、理事長を理事会の決議により選定することが法定化されているため、理事長選定に関する寄附行為の変更の際に、評議員会の意見を聴くことは考えられるが、決議までは必要ないのではないかと。</p> <p>理事会と評議員会の決議が合わない場合、再協議の時間が必要になると思うが、万が一、協議に時間がかかり、理事長不在となれば学校法人の業務は滞り、混乱を招く恐れがある。</p> <p>本件については、学校法人の最終意思決定機関は、理事会であることの意義を鑑み、再考していただきたい。</p>	<p>評議員会の決議を必要としない軽微な寄附行為の変更の範囲については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該範囲を広く取り過ぎると評議員会による監視・監督機能等が形骸化するおそれがあること ・当該範囲を狭く取り過ぎると機動的な学校法人運営が阻害されるおそれがあること <p>を踏まえ、双方のバランスを考慮した範囲とすることとしました。</p> <p>理事長については、改正後の私立学校法において「寄附行為をもつて定めるところにより、理事のうちから、理事会が選定する」とされており、寄附行為において理事長選定のプロセス等を規定することになっているところ、学校法人の業務を総理する理事長の選定に関する寄附行為の内容は重要な事項であることから、評議員会の決議が必要となる寄附行為変更とすべきであると考えます。</p> <p>なお、理事会と評議員会の決議が合わない場合については、寄附行為の変更ができないという状況になるにすぎ</p>

		<p>ず、変更前の寄附行為に沿う形で理事長の選定ができなくなるわけではないため、理事長の選定に関する寄附行為の変更の評議員会の決議が必要となること、御懸念のように、理事長が不在となるような事態を発生させることには直接つながらないものと考えます。</p> <p>以上のことから原案のままとさせていただきます。</p>
4. 理事会や評議員会について	<p>Q&Aで職務状況の報告について「文書又は口頭で行う必要がある」と回答されておりますが、ご存知のとおり会社法では基本的に質疑応答をすることを最低限のラインとしています。しかし、このQAの文言からは文書を出せば良いということになり、報告省略事項から本件を除いている一般法人法の趣旨を潜脱する運用が想定されます。このQ&Aが残ることで文書のみ報告（そして誰も読まない）ことが運営上多発することが想定されます。会社法のコンメンタールを写すのではなく、学校法人という法人の性質や規模等を勘案し、実効性ある報告がなされるよう適切にQAを修正ください。</p>	<p>いただいた御意見は今回の意見公募の対象外になります。</p> <p>なお、文書による報告が口頭による報告よりも実効性が低くなるとは必ずしも言えないことから、文部科学省が作成している改正私学法解説資料の内容は修正しませんが、理事の職務執行状況の報告が適切になされるよう、引き続き制度趣旨等の周知を図ってまいります。</p>
	<p>理事会・評議員会の議事録の作成案を提示してほしい。報告を要しないものとされた日や報告があったものとみなされた日、議事録作成に係る職務を行ったものの氏名や名称など、現在の議事録と記載事項が違うため、議事録のイメージができない。</p>	<p>御指摘の点については、同様の仕組みを採用している他法人法制において様々な作成例が既に公表されているところであるため、これらの周知などを含め必要な対応を検討させていただきます。</p>
	<p>理事の説明義務が免除される正当な理由について</p> <p>その他正当な理由について、規定案</p>	<p>他の法人法制においても、説明義務が免除される事由の定めは質問権の濫用を防止する趣旨であるとされており</p>

	<p>が示されています。この示された一～四について、該当性の判断を評議員会が行うよう、追加してください。理事の一方的な判断、主張で説明義務を回避することを防ぐためです。</p>	<p>、私学法上も、質問者である評議員や立場に近い評議員会側が該当性の判断をできる仕組みとすることは必ずしも適切ではない。この点については、理事・評議員の一方の主張によるものではなく、客観的に判断されるべきものであると考えるため、原案のままとさせていただきます。</p>
	<p>評議員会の議事録について</p> <p>理事会と同様、評議員会についても評議員の出席のもと審議して決議を行うことが大前提であるべき。評議員会において審議され修正された事項を知らない評議員が議決に参加し、決められてしまうのは問題である。せめて、出席した評議員、欠席した評議員、欠席したが書面又は電磁的方法によって決議に参加した評議員の名前が分かるように、議事録に記載するべき。</p>	<p>評議員会の議事録では、書面や電磁的方法によって決議に参加した評議員は「出席した評議員」として整理することになるところ、評議員会の議事録には「出席した評議員」及び「開催日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事、会計監査人又は評議員が出席した場合における当該出席の方法を含む。）」を記載しなければならないこととしていることから、御意見いただいた「出席した評議員」、「欠席した評議員」、「書面又は電磁的方法によって決議に参加した評議員」は議事録を確認すれば分かることとなりますので、原案のままとさせていただきます。</p>
	<p>理事会は、理事が出席のうえ審議をして決議を行うことが大前提であるべきです。文科省は、2021（令和3）年6月25日に発出した「理事会及び評議員会の運営及び議事録の取扱い並びに学校法人寄附行為作成例の改正について（通知）」において、理事会の運営について、「理事が相互に意見交換を行うことを通じて法人の業務執行に関する意思決定が適切になされることが期待されること。このため、書面又は電磁的方法による理事の意思表示のみを</p>	<p>現行においても、実際に理事会を開催した上で、一部の理事が書面等において決議に参加することは可能としており、制度改正後においても、この点については変更があるものではありません。</p> <p>また、理事会の議事録では、書面や電磁的方法によって決議に参加した理事は「出席した理事」として整理することになるところ、理事会の議事録には「出席した理事」及び「開催日時及び場所（当該場所に存しない理事、監</p>

	<p>もって、理事会の決議を行ったり省略したりすることは、想定されないこと」としていました。</p> <p>しかし改正私立学校法42条4項がこれを反故にし、欠席した理事による書面又は電磁的方法による議決への参加を認めたことは重大な問題です。理事の責任を明確にするため、省令が定める理事会の議事録に記載すべき事項に、「理事会を欠席し書面または電磁的方法による議決で参加した者の氏名」を追加するよう求めます。</p> <p>また、省令案に理事会の議事録に記載すべき事項として挙げられている「開催日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は会計監査人が出席した場合における当該出席の方法を含む。）」に関しては、各理事の出席形態（対面での出席、オンラインでの出席、書面または電磁的方法による議決への参加、いずれでもない欠席）を区別して明記するよう補強することを求めます</p>	<p>事、会計監査人又は評議員が出席した場合における当該出席の方法を含む。）」を記載しなければならないこととしていることから、御意見いただいた「書面又は電磁的方法による議決で参加した者の氏名」や「各理事の出席形態（対面での出席、オンラインでの出席、書面又は電磁的方法による議決への参加、いずれでもない欠席）」は議事録を確認すれば分かることとなりますので、原案のままとさせていただきます。</p>
	<p>評議員会の議事録について</p> <p>評議員会は、評議員が出席のうえ審議をして決議を行うことが大前提であるべきです。文科省は、2021（令和3）年6月25日に発出した「理事会及び評議員会の運営及び議事録の取扱い並びに学校法人寄附行為作成例の改正について（通知）」において、理事会の運営について、「理事が相互に意見交換を行うことを通じて法人の業務執行に関する意思決定が適切になされることが期待されること。このため、書面又は電磁的方法による理事の意思表示</p>	<p>現行においても、実際に評議員会を開催した上で、一部の評議員が書面等において決議に参加することは可能としており、制度改正後においても、この点については変更があるものではありません。</p> <p>また、評議員会の議事録では、書面や電磁的方法によって決議に参加した評議員は「出席した評議員」として整理することになるところ、理事会の議事録には「出席した評議員」及び「開催日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事、会計監査人又は評議員が</p>

	<p>のみをもって、理事会の決議を行ったり省略したりすることは、想定されないこと」としていました。しかし改正私立学校法76条5項がこれを反故にし、欠席した評議員による書面又は電磁的方法による議決への参加を認めたことは重大な問題です。</p> <p>評議員の役割を形骸化させないように、省令が定める評議員の議事録に記載すべき事項に、「評議員会を欠席し書面または電磁的方法による議決で参加した者の氏名」を追加するよう求めます。</p> <p>また、省令案に評議員会の議事録に記載すべき事項として挙げられている「開催日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事、会計監査人又は評議員が出席した場合における当該出席の方法を含む。）」に関しては、各評議員の出席形態（対面での出席、オンラインでの出席、書面または電磁的方法による議決への参加、いずれでもない欠席）を区別して明記するよう補強することを求めます。</p>	<p>出席した場合における当該出席の方法を含む。）」を記載しなければならないこととしていることから、御意見いただいた「書面又は電磁的方法による議決で参加した者の氏名」や「各評議員の出席形態（対面での出席、オンラインでの出席、書面又は電磁的方法による議決への参加、いずれでもない欠席）」は議事録を確認すれば分かることとなりますので、原案のままとさせていただきます。</p>
	<p>理事の説明義務が免除される正当な理由について</p> <p>改正私学法 39 条 2 項は、評議員に対する理事の説明義務について、「理事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。」と定めていますが、続けて「ただし、当該事項が会議の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として文部科学省令で定める場</p>	<p>「権利の侵害」について具体的かつ限定的に列挙すべきという御意見については、具体的かつ限定的に列挙してしまうことにより、権利の侵害となってしまう場合であっても説明しなければならない事態が発生してしまう懸念があることなどから、原案のままとさせていただきます。</p> <p>「三」を削除すべきという御意見については、実質的に同一の事項についても繰り返し説明しなければならない場合、評議員会の適切な運営が</p>

	<p>合は、この限りでない。」と例外規定を設けています。</p> <p>評議員会の監視・監督機能を高めた法改正の趣旨に沿って、評議員の役割を阻害することのないように、理事の説明義務を免除する例外規定は、厳格に抑制的であるべきです。</p> <p>省令案は例外について4点を挙げていますが、そのうち、「二 評議員が説明を求めた事項について説明することにより学校法人その他の者（当該評議員を除く。）の権利を侵害することとなる場合」という定めは問題です。「学校法人その他の者の権利」とは何を指すのか意味不明であり、恣意的な拡大解釈をもたらす危険性があります。「特定個人のプライバシーを侵害する場合」などと、具体的かつ限定的に列挙すべきです。</p> <p>また、「三 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合」は、恣意的に解釈され正当な発言が制限される危険性があります。「三」は削除して、評議員会の判断に任せるべきです。</p>	<p>妨げられる恐れがあることから、原案のままとさせていただきます。</p>
<p>5. 学校法人の資産及び会計に関すること</p>	<p>施行規則で従来どおり基本財産を「学校法人の設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金をいう。」と定義し資金の内訳に設定しますと、法律では重要な資金の処分が理事会決議でありながら、寄附行為作成例では重要ではない資金であってもやむを無い時しか処分できず不整合が発生しています。是正をお願いします。</p>	<p>寄附行為作成例では一つの例をお示ししているにすぎませんが、寄附行為作成例第64条において基本財産の処分をやむを得ない理由がある場合に限っているのは、基本財産が学校を設置して教育の事業を行う上で必要不可欠であり、その処分は慎重に行われるべきと考えられるからです。なお、改正後の私立学校法第36条第3項第1号では、重要な資産の処分について理事会の</p>

		決議が必要であることを規定しているだけであり、重要な資産の処分に関してそれ以外の制約や手続を必要とすることを禁止する趣旨ではないことから、寄附行為作成例第64条が法律の規定と不整合であるとは考えていません。
	重要な「財産」ではなく、重要な「資産」にしたことで、理事会に処分時付議する事項は基本財産と運用財産のみという理解で宜しいでしょうか。会社法の「財産」と比較してかなり狭い範囲に限定されると理解しておりますが、なにゆえ「資産」としたのか明確な立法趣旨を各学校法人にお伝えいただければと存じます。	<p>いただいた御意見は私立学校法第36条第3項に定める「重要な資産」に該当する部分とお見受けするため、今回の意見公募の対象外になります。</p> <p>なお、私立学校法第36条第3項に定める「重要な資産」はあくまで基本財産や運用財産とは異なる概念であり、必ずしも基本財産と運用財産の処分のみが理事会に付議する必要がある事項となるものではありません。</p>
	<p>2019年の私立学校法改正により、役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿）を作成すること、個人の住所に係る記載の部分を除外して閲覧に供すること、文部科学省所轄法人においてはインターネットにより公表することが定められました。しかし、多くの法人では、学内においてさえ、氏名を明らかにしているだけで、どのような人物か皆目わからないのが実態です。</p> <p>事業報告書に記載する事項のひとつとして、役員等名簿を加え、寄附行為等の規程で定める資格（常務理事、専務理事等）や所属（職業等）を追加するよう求めます。</p>	事業報告書は、あくまで行った事業を報告するものであり、必ずしも役員等の情報を記載するものではないと考えることから、原案のままとさせていただきます。
	会計監査人が監査する書類について省令案は、「第103条第2項に規定する計算書類及びその附属明細書並びに財産目録その他の文部科学省令で定める	省令で定める内容は、監査対象となる書類について定めるものであり、会計監査人がその職務において監査する書類を明確にする趣旨です。この規定

	<p>もの」に関し、「財産目録（貸借対照表に対応する項目に限る。）とする。」としています。また、文科省がホームページに掲載している解説資料『私立学校法の改正について』の175頁には、「監査の内容としては、貸借対照表との整合性のみを監査する旨、省令で定める予定です。」と書かれています。これでは、あまりにも監査の対象を制約するものであり、監査の水準を低下させかねません。</p> <p>財産目録は、貸借対照表に合計金額だけが示される資産や負債の具体的な内容を記載するものであり、会計監査人が資産の実在性や負債の網羅性をはじめ財政全体の監査を行ううえで必要不可欠な書類です。財産目録記載の内容および会計監査人が監査する内容を制限すべきではありません。</p> <p>財産目録の様式は、「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」（1994年7月20日文科省告示第117号、最終改正 2015年3月1日文科省告示第29号）の様式第6号を省令に定め、そのすべてを会計監査人が監査できるように定めることを求めます</p>	<p>により、会計監査人がどのように監査を行うのかを制約する趣旨ではありません。</p> <p>監査対象については、財産目録に記載する項目のうち、財務情報に該当する部分として貸借対照表に対応する項目を会計監査人の監査対象とすることを予定しており、例えば面積や数量等の非財務情報は監査対象としないものと考えています。改正私学法解説資料におけるご指摘の記述については、その旨を意図したものでしたが、趣旨がより明確になるよう、近日中に修正いたします。</p> <p>なお、財産目録の様式は学校法人会計基準に規定する予定であり、その方向性については「学校法人会計基準のあり方に関する検討会報告書」に示しています。検討にあたっては、現行の実務で用いられている平成16年7月25日付「私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等について」（16文科高第304号文部科学省高等教育局私学部長通知）にて示した様式参考例をベースとしています。</p>
	<p>組合等登記令第3条第3項の規定により、決算から3か月（6月末）までに資産の総額等の登記が求められているが、学校法人にこの規定の適用（別表1の学校法人の規定）は残るのか。6月末の期限までに監査を含めた決算手続を完了させようとする、監査の期間が十分確保できないおそれがある。</p> <p>一方で、組合等登記令では過去に開</p>	<p>御指摘の規定において、学校法人等の登記事項として「資産の総額」は存続します。</p> <p>学校法人等については、総資産の登記が不要となった他の事例と同様の開示制度となっておらず、総資産の登記は引き続き必要となりますが、監査期間の十分な確保については、今後の運用状況を注視してまいります。</p>

	<p>示制度の充実に伴い、総資産の登記が不要となった事例もあり、学校法人でも同様の対応の検討を求める。</p>	
	<p>改正後の私立学校法第百三条第二項において、学校法人は、毎会計年度終了後三月以内に、文部科学省令で定めるところにより、各会計年度に係る計算書類等を作成しなければならないと規定されているが、以下についてご教示下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校法人が作成しなければならない計算書類においては、平成十六年七月二十三日付私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等についての通知の別添二や別添三の一の様式参考例で示されている大科目のみを用いて作成すれば足りると理解してよいか。 ・様式参考例の別添一の注意書きには、実際の作成に当たっては、各学校法人の規模等に応じて学校法人が判断することが適当であるとされているが、各学校法人がそれぞれの判断において、様式参考例で示されている大科目のみを用いたとしても、改正後の私立学校法における罰則は適用されないと理解してよいか。 <p>また、改正後の私立学校法第百六条第四項において、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の債権者以外の利害関係人は、学校法人の業務時間内は、いつでも、前項第一号及び第三号に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該学校法人は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならないと規定され</p>	<p>いただいたご意見は、私立学校法および学校法人会計基準に関するご意見とお見受けしますため、今回の公募の対象外となります。</p> <p>なお、それぞれのご意見に対する考え方は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校法第103条第2項に関するご質問について <p>平成16年7月23日付「私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等について」（16文科高304号文部科学省高等教育局私学部長通知）に示した様式参考例の一部は令和元年9月27日付「学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令等の施行について」（元文科高518号文部科学省高等教育局私学部長通知）に置き換わっています。このうち、計算書類に係る様式参考例は小科目まで記載しており、計算書類は小科目まで含めて作成することを想定していました。</p> <p>これらの通知は現行の私立学校法第47条の規定を根拠としているものです。当該規定は改正され、改正後の私学法においては、第103条第2項に基づき計算書類を作成します。</p> <p>私学法第103条第2項に規定する文部科学省令は学校法人会計基準であり、学校法人会計基準に従い計算書類を作成することとなります。学校法人会計基準は別途改正作業を行っていますが</p>

	<p>ているが、以下についてご教示下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閲覧に供するのは、大科目のみで作成された計算書類で良いか。 ・正当な理由がある場合として、明らかに不法または不当な目的である場合、公開すべきではない個人情報が含まれる場合、具体的には休日や業務時間外の請求や業務を遅滞させる等の目的をもっての請求であることが明らかな場合、個人のプライバシーを侵害するおそれがある場合等をいうとされているが、こうした理由以外に貴省として考えている、正当な理由があればご教示下さい。 <p>例えば、小科目の科目名及び小科目の金額欄については、学校法人の経営に要する経費の詳細な内訳であり、当該法人の財政状態、独自の経営戦略及び自主的な資産運用の実態を示すものであることから、これを閲覧に供することで、学校法人の運営や教育活動に支障を来すなど、当該学校法人の権利利益を害する蓋然性があると考えられる場合には、正当な理由に該当し、閲覧を拒否することができるかと理解してよいか。</p>	<p>、その方向性や様式のイメージについては「学校法人会計基準のあり方に関する検討会報告書」に示されており、計算書類は小科目まで含めて作成する様式が示されています。</p> <p>学校法人会計基準によらず大科目のみで作成された計算書類を作成した場合、計算書類に記録すべき事項を記載していないため、改正後の私学法第163条第2号の規定に抵触します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校法第106条第4項に関するご質問について <p>閲覧に供する計算書類は、私学法第103条第2項に規定する計算書類であり、正当な理由がない限り、学校法人会計基準により作成した計算書類を閲覧に供する義務が生じます。</p> <p>16文科高304号私学部長通知に示したものが、典型的なものとして想定している具体例とはなりますが、「正当な理由がある場合」に該当するか否かは、同通知の例示に限定されるものではないため、まずは各学校法人において適切に判断していただきたいと思います。その際、改正私立学校法においては学校法人により一層の情報公開を行うことが求められている趣旨も踏まえて頂きたいと思えます。</p>
	<p>私学法第86条は「計算書類及びその附属明細書並びに財産目録その他の文部科学省令で定めるもの」として、財産目録の他にプラスして文科省令で定めるとしているにもかかわらず、省令案は「財産目録（貸借対照表に対応す</p>	<p>私立学校法第86条に定める「財産目録その他の文部科学省令で定めるもの」という文言は、財産目録の扱いを含めて具体的に対象となるものを省令で定めることとした委任規定です。会計監査人がその職務において監査する書</p>

	<p>る項目に限る。) 」として逆に限定しようとするのはおかしい。</p> <p>財産目録は、貸借対照表においては合計金額しか示されていない資産や負債の具体的な中身を知るために重要な書類であり、会計監査人が財政全体の監査を行うにあたっては無くてはならない書類である。財産目録の中身や監査の内容を制限する理由、根拠はまったくなく、制限するべきではない。このような何の根拠もない制限は、会計監査人が責任をもって正確に監査することを妨げるものであり、重大な問題である。</p>	<p>類を明確にする趣旨であり、この規定により、会計監査人の監査手法等を制約する趣旨ではありません。</p> <p>監査対象については、財産目録に記載する項目のうち、財務情報に該当する部分として貸借対照表に対応する項目を会計監査人の監査対象としており、例えば面積や数量等の非財務情報は監査対象としないものと考えています。</p>
	<p>「13. 会計監査人が監査する書類について」の箇所で、改正後の私学法が、会計監査人が監査する財産目録その他の文部科学省令で定めるものとして、「財産目録（貸借対照表に対応する項目に限る。） 」とされていますが、意味する内容や趣旨がわかりません。以下述べるように、財産目録に関する改正私学法の趣旨を大幅に後退させる危険性があり、該当施行規則の削除を求めます。</p> <p>財産目録は、財産（資産）の具体的内容、金融資産の内容、保有する債権の相手先、動産・不動産の内容を記すものです。負債についても種類ごとに内容を記すものです。単なる合計金額からなる貸借対照表とは、全く別のものであり、貸借対照表の基礎を成す書類です。したがって会計監査人の監査の中心が、主要な財務諸表である貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書であるとしても、財産目録は</p>	<p>省令で定める内容は、監査対象となる書類について定めるものであり、会計監査人がその職務において監査する書類を明確にする趣旨です。監査の対象については、財産目録に記載する項目のうち、財務情報に該当する部分として貸借対照表に対応する項目を会計監査人の監査対象としており、例えば面積や数量等の非財務情報は監査対象としないものと考えています。</p> <p>なお、財産目録の作成基準及び様式は学校法人会計基準において規定する予定で、その方向性や様式のイメージについては「学校法人会計基準のあり方に関する検討会報告書」に示されています。検討にあたっては、現行の実務で用いられている平成16年7月25日付「私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等について」（16文科高第304号文部科学省高等教育局私学部長通知）にて示した様式参考例をベースとしており、ご指摘</p>

	<p>、これらの適正性を監査するうえで出発点となる不可欠な書類です。</p> <p>財産目録を作成すべき書類、監査すべき書類と定めている以上、財産目録が適正に作成されていなければ、貸借対照表などの適正性、たとえば資産の实在性、負債の網羅性を検証することはできません。財産目録が適正に作成されていなければ、貸借対照表に限らず、その他の計算書類が適正に作成されていないリスクが高いといえます。</p> <p>「財産目録（貸借対照表に対応する項目に限る。）」とすることで、作成、監査することになっている財産目録自体を貸借対照表に近い内容で作成すればいいと目論んでいるのではないかという疑念が生じざるをえません、財産目録と貸借対照表とは、全く異なるものであり、このような方向性は単に「簡素化」というには当たらず、財産目録の有名無実化です。改正私学法の定めを後退させ、施行通知によって、財産目録の形骸化を進めようとしている施行規則の制定に反対です。</p>	<p>の財産目録の有名無実化や情報公開等の後退には当たらないと考えます。</p>
6. その他	<p>断固反対 断固反対 断固反対 断固反対</p> <p>文科省令で定める学校法人の業務の適正を確保するための体制に示された11の項目の具体例を提示していただくと理解しやすい。</p> <p>役員・評議員・会計監査人の資格・構成に関する要件が確認できる書類の鑑を提示してほしい。</p>	<p>御意見の具体的な内容が不明であるため回答することが困難です。</p> <p>文部科学省ホームページにおいて参考となる資料を掲載しているところ (https://www.mext.go.jp/content/20240222-mxt_sigakugy-000021776-1.pdf) ですが、引き続き、周知に努めてまいります。</p> <p>役員・評議員等の資格・構成に関する要件については、文部科学省ホームページにおいて参考となる資料を掲載</p>

		<p>しているところ (https://www.mext.go.jp/content/20231218-mxt_sigakugy-00021776-1.pdf) です。</p> <p>また、今後、学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の一部を改正する予定としておりますので、当該認可申請に係る書類の様式については、改正を行い次第、文部科学省ホームページ (https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/03072801.htm ※現在は改正前の様式を掲載) に掲載します。</p>
	<p>電磁的記録媒体についての例で「USBメモリ」という記載があるが、USB機器 (USBメモリ含む) は本質的に危険性が存在すると見て良いものであるもので、例として挙げない方が良いのではないかと考える。</p> <p>であるので、「USBメモリ等」の記述については、「追記型光ディスク等」 (例えばCD-RやDVD-R等) のような記述にした方が良いのではないかと考える。</p> <p>官公庁においてもどこにおいても、USBメモリの使用については、注意を行うべきと考える。(USBというインターフェースを持っているので、機器の実際の内容について、単純なUSBメモリ以外のものとする事も行ってしまうので。)</p> <p>なお、「「USBメモリ」についての記述について全般的に」というような形としてもよかった事を述べておく。</p>	<p>「USBメモリ等による交付」については、省令上では「電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付」と規定しています。</p>
	<p>他の条文との関連性や改正点を条文そのもので確認できるよう、パブリック・コメントを求める形式としては、</p>	<p>逐条形式の新旧対照表以外の形式でパブリック・コメントを行うことも許容されており、今回御提示した資料に</p>

	パワーポイントによる概要ではなく、逐条形式の新旧対照表の提示を求める。	については、改正内容を具体的かつ明確に示したものとなっているものと考えています。
--	-------------------------------------	--

※ 今回の概要案に直接関係する上記の御意見のほかに、私立学校等についての御意見を3件いただきました。